◆◇◆◇◆　転校手続きについて　◆◇◆◇◆

No	項　目	高鍋町での手続き等
1	町外からの転入	① 在学中の学校から**転校書類（在学証明書・教科用図書給与証明書）**を受け取ります。 ② 町民生活課において、住民異動の届出（転入）を行い、**「住民異動届」と「学齢児童異動通知書」**をもらい、教育総務課の窓口に提出し、**「転入学通知書」の交付**を受けてください。 ③ ①の転校書類と②の**「転入学通知書」**を指定された学校へ直接持参してください。
2	町外への転出	① 町民生活課において、住民異動の届出（転出）を行い、**「住民異動届」と「学齢児童異動通知書」**をもらい、教育総務課の窓口に提出し、**「転学通知書」の交付**を受けてください。 ② 学校で**「転学通知書」**と引き替えに、**転校書類（在学証明書・教科用図書給与証明書）**を受け取り、転出先の教育委員会及び学校で転入手続きを行ってください。
3	町内転居 ※学校区が変わる場合	① 町民生活課において、住民異動の届出（転居）を行い、**「住民異動届」と「学齢児童異動通知書」**をもらい、教育総務課の窓口に提出し、**「転学通知書」「転入学通知書」の交付**を受けてください。 ② 在籍していた学校へ**「転学通知書」**を提出し、**転校書類（在学証明書・教科用図書給与証明書）**の交付を受け、**「転入学通知書」**を併せて指定された学校へ持参してください。 ※**「柔軟な対応をしている地区」へ転居**または**「通学区域外就学許可基準」に該当する特別の理由がある場合**は、教育総務課で申請書を提出し、許可を受けることで現在通学中の学校へそのまま通学することができます。
4	町内転居 ※学校区が変わらない場合	① 町民生活課において、住民異動の届出（転居）を行ってください。

※在学中に転居等をされる際は、通学区域によっては、在学中の学校へ通学できなくなる場合がありますのでご注意ください。